

**京都市立翔鸞小学校整備事業 給食室棟建替及び北校舎ほか改修工事設計業務委託
に係る公募型簡易プロポーザル**

募集要領

1 業務の概要

(1) 委託業務名

京都市立翔鸞小学校整備事業 給食室棟建替及び北校舎ほか改修工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託

(2) 委託業務の趣旨

京都市教育委員会では、令和7年4月に京都市立柏野小学校を京都市立翔鸞小学校（以下「翔鸞小学校」という。）に統合し、新たな翔鸞小学校として学校運営を行うための準備を進めている。この統合による児童数増加等に対応するため、令和7年度及び令和8年度に増築や改修工事等を行い、教育環境の充実を図ることとしている。

本件業務は、これらの整備に係る設計委託業務である。履行に当たっては、「京都市立翔鸞小学校整備事業 基本計画説明書」に基づき、以下の点に留意するとともに、建替え、改修時のみならず工事後の施設管理における効率性や経済性についての検討も不可欠であり、これらも本件業務の範囲となる。

ア 工事期間中も学校が運営されていること等を踏まえ、仮設計画や工事スケジュール等については、児童や職員等の学校関係者の安全性の確保はもとより、教育活動への影響が最小限となるよう計画すること。

イ バリアフリーの徹底はもとより、一人一人のニーズに応じた多様な学びや地域交流ができる施設として計画すること。

ウ 京都市公共建築物脱炭素仕様（令和3年3月）に基づき、給食室棟の2階部分は木造としたうえで、内装等に木材を積極的に利用した計画とすること。また、更なる環境負荷の低減にも積極的に取り組み、給食室棟はZ E B R e a d y水準を目指すこと。

なお、本委託業務の詳細は「設計業務委託仕様書」（以下「委託仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約の日の翌日から令和7年8月29日まで

(4) 概算予定価格

44,560千円（ただし、消費税及び地方消費税を含まない。）

2 受託候補者の選定方法

「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱」に基づく設計業務受託候補者選定部会（以下「選定部会」という。）が、「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定要綱」及び「京都市立翔鸞小学校整備事業 給食室棟建替及び北校舎ほか改修工事設計業務委託に係る公募型簡易プロポーザル評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づく公正な審査を行って受託候補者を選定する。

まず、本公募に参加しようとする者が提出する参加表明書に基づき、参加資格の確認を行う。

次に、参加資格を有すると認められた者（以下「参加有資格者」という。）が提出する技術提案書第1号様式から第6号様式の書面審査を行い、受託候補者及び次点2者を選定する。

受託候補者の選定後、受託候補者と本市が委託契約の締結に向けた交渉を行ったうえで、随意契約の手続きに進む。交渉が整わない場合は、次点に選定された者と本市が交渉を行う。この場合にあっては、次点2者のうち評価の高かった第2優先順位の者との交渉を優先する。

3 参加資格

本公募に参加しようとする者は、本公募を開始した日の前日を基点として、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する一級建築士事務所の登録を受けている建築士事務所であること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）における登録種目が建築設計であるもの）に登録されている単独企業であること。
- (3) 京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業であること。
- (4) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 自社の社員で、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後5年以上の建築設計の実務経験を有する管理技術者を配置し得ること。ただし、管理技術者は、設計担当主任技術者を兼ねることができない。
- (6) 自社の社員で、次のいずれかに該当する設計担当主任技術者を配置し得ること。ただし、設計担当主任技術者は委託仕様書で配置を求める建築設計者の一人であること。
 - ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格取得後2年以上の建築設計の実務経験を有すること。
 - イ 建築士法第2条第3項に規定する二級建築士の資格取得後7年以上の建築設計の実務経験を有すること。
 - ウ 大学（建築に関する専門課程）卒業後7年以上の建築設計の実務経験を有すること。
- (7) 協力事務所（応募者と同一組織でない事務所で、専門分野において技術の提供等を行う事務所）への再委託等（ただし、主たる業務部分を再委託するものでないこと。）を予定する場合にあっては、当該協力事務所が、本公募の他の応募者でないこと。

4 参加資格の確認

- (1) 参加表明書の作成方法

「京都市立翔鸞小学校整備事業 給食室棟建替及び北校舎ほか改修工事設計業務委託に係る公募型簡易プロポーザル技術提案書等の作成に関する説明書」（以下「技術提案書作成に関する説明書」という。）による。

- (2) 様式の入手方法

京都市情報館の都市計画局のホームページにある新着情報『京都市立翔鸞小学校整備事業 給食室棟増築及び北校舎ほか改修工事設計業務委託』に係る公募型簡易プロポーザルについて』からダウンロードし、A4印刷のうえ使用すること。

ホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000321171.html>

(3) 提出方法等

ア 提出場所

京都市都市計画局都市企画部都市総務課技術担当（担当：小谷、森口）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町4 8 8 番地（分庁舎2階9番窓口）

電話 075-222-3641 F A X 075-222-3689

mail toshisomu@city.kyoto.lg.jp

イ 提出方法・部数

原本：1部提出（2穴A4版タテ型片面印刷）

※持参、郵送又は信書便（当日消印有効）

副本：原本をPDF形式に変換し、電子メールで送信

※電子メール送信後、提出期限日の午後5時までに必ず着信の確認を行うこと。

ウ 参加表明書には、次に掲げる資料（各1部）を添えて提出すること。

(1) 建築士法第23条第1項に規定する一級建築士事務所登録通知書（写し）

(2) 様式2に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者の資格を証明し得る資料

エ 提出期限

10 スケジュールのとおり。

(4) 参加資格結果の通知

参加資格の確認結果は、以下のとおり通知する。

ア 通知方法

電子メール

イ 参加資格を有しないと認められた者に対する書面による理由説明

(7) 参加資格を有しないと認められた者は、参加資格の確認結果の通知をした日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、書面により、参加資格を有しないと認めた理由について説明を求めることができる。

(8) 上記の書面は、京都市長宛てにA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、応募業務名及び理由を求める旨を記載し、(3)アまで持参、郵送又は信書便（当日消印有効）にて提出すること。

(9) 本市は、上記の書面を収受した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、説明を求めた者に対し、参加資格を有しないと認めた理由を書面で発送する。

5 参加資格の確認結果の取消し

本市は、参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 受託候補者を選定する日時までに、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失した場合。
- (2) 受託候補者を選定する日時までに、3に規定する資格を喪失した場合。
- (3) 技術提案書を期限までに提出しない場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があると認められた場合。

- (5) 技術提案書に記載した管理技術者及び設計担当主任技術者が変更になる場合、又は当該業務に従事できなくなった場合。ただし、止むを得ない事情があるものとして選定委員会が認める場合は、この限りではない。
- (6) 技術提案書に記載された見積金額が、1(4)の概算予定価格を超えた場合。
- (7) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

6 技術提案書の作成

- (1) 技術提案書の作成方法、部数等
技術提案書作成に関する説明書による。
- (2) 様式の入手方法
4(2)と同じ。
- (3) 提出方法等
4(3)と同じ。（参加表明書と併せて提出すること。）

7 審査方法

評価要領による。

なお、評価項目及び配点の概要は、次のとおり。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 書面審査 | 100点 |
| ア 設計事務所の能力、成績等 | 5点 |
| イ 管理技術者の実績等 | 20点 |
| ウ 設計担当主任技術者の実績等 | 20点 |
| エ 業務実績の方針、体制等 | 50点 |
| オ 見積金額 | 5点 |

8 審査結果の通知

- (1) 技術提案書の審査結果は、理由を付して、参加資格を有する者で技術提案書を提出した者全員に、書面を郵送して通知する。
- (2) 技術提案書を提出した者は、上記の通知をした日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、当該通知に関する詳細な説明を書面により求めることができる。
- (3) 上記の書面は、京都市長宛てにA4判で作成するものとし、説明を求める者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、選定結果の通知に対して詳細な説明を求める旨を記載し、4(3)アまで持参、郵送又は信書便（当日消印有効）にて提出すること。
- (4) 本市は、上記の書面を受領した日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、説明を求めた者に対し、回答を書面にて発送する。

9 選定結果の公表等

- (1) 受託候補者の選定結果の公表
受託候補者を選定後、受託候補者を選定した日、技術提案書の提出者名、受託候補者名、選定の理由及び評価点等を公表する。ただし、評価点については、技術提案書提出者名等を伏せて公表する。

(2) 技術提案書の公開

受託候補者の技術提案書については、選定結果公表後の一定期間、希望する者に対し公開する。
公開方法については、希望する者を電子メールで受け付け、技術提案書のPDFデータを電子メールで提供する。

なお、受付の期間等については、選定結果と併せて公表する。

10 スケジュール

公募開始日	令和6年1月 9日（火）
問合せの提出期限	令和6年1月22日（月）午後5時まで
参加表明書、技術提案書の提出期限	令和6年2月 6日（火）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	令和6年2月 9日（金）発送【予定】
書面審査	令和6年2月14日（水）【予定】
技術提案書審査結果の通知	令和6年2月19日（月）発送【予定】

11 本公募に関する問合せ

本公募に関する問合せの方法等は、以下のとおりとする。

(1) 問合せ先

4(3)と同じ。

(2) 問合せ期間

10 スケジュールのとおり。

(3) 問合せ方法

ア 問合せは電子文書により行うものとする。

イ 上記(2)の期間内に、問合せに関する電子文書を電子メールで送信すること。

なお、電子メールを送信した際は、必ず着信の確認（ただし、閉庁日を除く午前9時から午後5時までに限る。）を行うこと。

ウ 問合せに関する電子文書は、京都市長宛てにA4判で作成し、質問者の名称、代表者名、主たる事務所の所在地、連絡先、担当者名、応募業務名、問合せの内容を記載すること。

(4) 問合せに対する回答方法

上記(2)の問合せの期限の日の翌日から起算して4日以内（閉庁日を除く。）に、4(2)のホームページに問合せ内容及び回答を掲載する。

12 提出書類の取扱い

(1) 提出書類は返却しない。

(2) 提出書類の作成に必要となる費用は参加者の負担とする。

(3) 提出期限後における不備書類の追加提出や提出書類の再提出、差し替え及び訂正は認めない。

(4) 提出書類は、必要に応じて複製することがある。

(5) 技術提案書の提出後、本市の判断により補足資料等の提出を求めることがある。

(6) 提出書類は、その写しを含め、本市において本公募以外には使用しない。

(7) 提出書類に対し、京都市情報公開条例第6条第1項に規定する請求書が提出された場合は、受託候補者の選定が完了した後に、その全部又は一部を請求者に公開することがある。

13 その他

- (1) 3に掲げる参加資格のほか、委託仕様書で設計担当者等の資格要件を定めているので、注意すること。
- (2) 委託契約は、本市行財政局管財契約部契約課が作成する業務委託契約書（建築設計業務用）により締結する。業務委託契約書は、本市行財政局管財契約部契約課のホームページに掲載している。
(URL : <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/seido.htm>)
- (3) 委託仕様書は、契約交渉の段階で若干の修正を行う場合がある。
- (4) 契約後において、提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、契約を取り消すことがある。
- (5) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(都市計画局都市企画部都市総務課)